

牛疫等に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について (案)

令和 2 年 6 月 16 日

牛豚等疾病小委員会委員長

1 牛豚疾病等小委員会における審議概要

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について、令和 2 年 4 月 28 日に開催された第 55 回牛豚等疾病小委員会において審議した。

審議内容については、今般改正された家畜伝染病予防法において新たに追加された以下の規定の具体的な運用方法として整理された項目を中心に確認した。

- ① 関連事業者の責務が明化
- ② 都道府県知事の家畜の所有者に対する飼養衛生管理基準の遵守についての緊急的な勧告・命令
- ③ 野生動物で悪性伝染病の感染が確認された場合における、発見された場所等の消毒、通行制限、周辺農場等に対する移動制限

委員からは、口蹄疫防疫指針に関して、

- ① 特殊自動車の操縦者のリストアップのみではなく、関連団体、企業等との協定もあるのではないか
- ② 野生動物における発生により移動制限区域を設定した場合、ワクチン接種や防護柵の設置により、移動制限措置の一部解除を可能にしても良いのではないか

等の家畜伝染病発生に備えた体制の構築・強化、野生動物での感染確認時の防疫措置等についての意見があった。

2 指針案の修正

事務局は、委員からの意見を踏まえ、

①については、全ての防疫指針において、都道府県が、可能な限り、資材や特殊自動車及びこれを操縦する者の調達に関する防疫協定等の締結を進める旨を追記、

②については、野生動物で陽性が確認された場合の対応を規定している牛疫、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱の防疫指針において、野生動物における感染状況、周辺農場における感染防止対策の実施状況等から、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、移動制限区域の解除又は制限措置の一部の解除をする旨を追記した。

これらの案が小委に示され、部会に報告することが了承された。

さらに、指針を変更するときには、家畜伝染病予防法に基づき、都道府県の意見を聴くことされている。本日配付されている案（資料2-5、6、8、10及び12）については、都道府県から提出のあった意見（資料2-3）も踏まえて、より実践的なものとなっている。

以上を踏まえ、本小委員会としては、本案は、平時及び発生に備えた体制の構築・強化における行政機関、関連団体及び関連事業者の取組、家畜及び野生動物における発生時の防疫体制の強化が図られる変更内容となっており、牛疫等の疾病の発生予防・まん延防止が確保できるものとする。

以上